

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日は、  
日ごと、  
休日は、  
その翌日)

## 目 次

### ◇人委規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則  
職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部  
を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規  
則

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

## 人事委員会規則

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

### 鳥取県人事委員会規則第二号

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則(昭和三十二年十月鳥取県人事委員会規  
則第七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「社会教育課」を「生涯学習課」に改め、同項第  
五号中「社会教育センター」を「生涯学習センター」に改め、同条第二項  
第二号中「特殊教育係長」を「心身障害児教育係長」に、「社会教育課」  
を「生涯学習課」に改め、同項第五号中「社会教育センター」を「生涯学  
習センター」に改める。

第三条第四号中「科長」を「室長、特別研究員」に改め、同条第五号を  
削り、同条第六号中「園芸試験場」を「果樹野菜試験場」に改め、「場長」  
の下に、「研究技監」を加え、「科長、試験地長」を、「試験地長、特別  
研究員」に改め、同条中同号を第五号とし、第七号から第九号までを一  
ずつ繰り上げ、同条第十号中「場長」の下に、「次長」を加え、「分場長」  
を「部長」に改め、同条中同号を第九号とし、第十一号を削り、第十二号  
を第十号とし、第十三号を第十一号とする。

### 附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則  
をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第三号

職員(の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則)  
規則

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則(昭和三十二年十月鳥  
取県人事委員会規則第十号)の一部を次のように改正する。

第十条の二第一項第一号中(9)を削る。

別表第三の四の表二級の項第三号及び同表三級の項第三号並びに別表第  
三の五の表二級の項第三号及び同表三級の項第三号中「社会教育センター」  
を「生涯学習センター」に改める。

別表第三の六の表三級の項第一号中「分場長」を「部長、分場長」に、  
「又は試験地長」を「試験地長又は特別研究員」に改め、同表四級の項  
第一号中「又は所長」を「所長、研究技監又は次長」に改める。

附 則

1 この規則は、平成元年四月一日から施行する。

2 この規則による改正前の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する  
規則第十条の二第一項第一号(9)に規定する事由により勤務しなかった日  
に係るこの規則による改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関  
する規則第十条の二第一項第一号の規定の適用については、なお従前の

例による。

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則をここに公布  
する。

平成元年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第四号

職員の職務の級の分類に関する規則の一部を改正する規則

職員の職務の級の分類に関する規則(昭和五十二年一月鳥取県人事委員  
会規則第十五号)の一部を次のように改正する。

別表第一知事の事務部局の地方機関の項中

果樹試験場	
園芸試験場	

課長	課長
課長	課長
課長	課長
次長	
次長	



四教育機関及び教育委員会事務局の教育機関の項中

生涯学習センター  
に改める。

社会教育センター  
を

別表第五知事の事務部局の地方機関の項中

研 試 科 室 分	究 験 地 員	長 長 長	場 所
	員 長 長	専 研 場	研 究 技 監 長

員 長 長
を
研 試 科 室 分
究 験 地 員
員 長 長
専 研 場
研 究 技 監 長

に改める。

附 則  
この規則は、平成元年四月一日から施行する。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第五号

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和三十三年十月鳥取県人事委員会規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の地方機関の項中

果樹試験場	園芸試験場
場	次 場

長 長	長
三種	三種

を

果樹野菜試験場
次 場
長 長
三種

に、

栽培漁業試験場	水産試験場
場	次 場
長 長	長
三種	三種

を

水産試験場
-------

次 場
長 長
三種

に、

鳥取港湾事務所	賀祥ダム建設事務所
所	所
長 長	長
三種	三

種	種
を	
鳥取港湾事務所	
所	
長	
三種	
に改め、同表教	

育委員会事務局及び教育機関の教育機関の項中

生涯学習センタ

に改める。

社会教育センタ

を

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

附 則

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第六号

へき地手当等に関する規則の一部を改正する規則

へき地手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

別表第一中

日野郡日南町佐木谷六二七番地四	山上小学校佐木谷分
日野郡日南町上萩山一〇三番地一	多里小学校上萩山分
日野郡日南町上萩山一〇三番地一	多里小学校上萩山季

校	二級
校	二級
節間分校	二級

日野郡日南町佐木谷六二七番地四

山上小学校

を

佐木谷分校

二級

に改める。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第七号

特勤勤務手当等に関する規則の一部を改正する規則

特勤勤務手当等に関する規則（昭和四十六年三月鳥取県人事委員会規則第二十号）の一部を次のように改正する。

別表中

園芸試験場日南試験地

を

果樹野菜試験場日南試験地

に改める。

附則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第八号

職員の旅費に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の旅費に関する条例施行規則（昭和四十五年七月鳥取県人事委員会規則第二十五号）の一部を次のように改正する。

別表第三知事の事務部局の項中

鳥取港灣事務所	調査、設計、工事の監督、用地等の取得、物件の移転、賠償、補登記、巡察又は公用自の運転
設事務所 賀祥ダム建	調査、設計、工事の監督、用地等の取得、物件の移転、賠償、補登記又は公用自動車の

行、地上、償、運	鳥取市及び岩美郡の区域
行、地上、償、運	米子市及び西伯郡の区域

を

鳥取港灣事務所	調査、設計、工事の施行、監督、用地等の取得、地上物件の移転、賠償、補登記、巡察又は公用自動車の運転
---------	---

鳥取市及び岩美郡の区域

に改める。

附則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成元年三月三十一日

鳥取県人事委員会委員長 牧 山 正 幸

鳥取県人事委員会規則第九号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則(昭和四十一年八月鳥取県人事委員会規則第三十号)の一部を次のように改正する。

別表知事の事務部局の項中

果樹試験場	場長 総務課長
園芸試験場	場長 次長 分場長

を 果樹野菜試験場 場長 次長 分場長 総務課長

総務課長

水産試験場	場長 次長 分場長 総務課長
栽培漁業試験場	場長 総務課長

を 水産

試験場 場長 次長 総務課長 栽培漁業部長 船長

に、 鳥取港湾事務所 所長 ダム建設事務所

を 鳥取港湾事務所 所長

所長

に改め、同表教育委員会の事務部局等の教育機関の項中

図書館 館長 次長 分館長

館 館長 次長

に、 社会教育センター

を

生涯学習センター

に改める。

附 則

この規則は、平成元年四月一日から施行する。